

見積依頼公告

公募型見積合せにより、随意契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するので、以下により公告する。

令和8年(2026年)3月19日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

1 業務概要

(1) 業務名

導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務

(2) 業務概要 別紙「業務概要書」のとおり

(3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

この業務の見積合せに参加できる者は、(1)に掲げる資格を満たしている協同組合（中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合をいう。以下同じ。)又は(2)に掲げる資格を満たしている共同企業体とする。

(1) 協同組合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿（水道施設工事又は管工事）又は下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 下関市内に本店を有する下関市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。

エ この告示の日から本業務の見積合せの日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていな

いこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

カ 下関市内（下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する総合支所の所管区域を除く地域）に待機場所を設け、本業務の履行に必要な待機人員を待機させることができること。

キ 協同組合並びに協同組合の組合員及び賛助会員が、（公社）日本水道協会に登録している配水管技能者（登録区分が大口径の者）を2名以上、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工技術講習会の確認試験に合格した者を2名以上雇用していること。なお、兼任は可とする。

ク 協同組合並びに協同組合の組合員及び賛助会員が、本業務において共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体

ア 4者以上の構成員で構成することとし、出資比率は問わないこととする。

なお、共同企業体を結成した構成員は、本業務において他の共同企業体の構成員になることはできない。

イ 下関市内（下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する総合支所の所管区域を除く地域）に待機場所を設け、待機業務の履行に必要な待機人員を待機させることができること。

ウ 下関市発注の導水管、送水管、配水管、給水管及び工業用水道事業の配水管に係る修繕契約において、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの期間、共同企業体の構成員が施行責任者として修繕を施行した請負額の合計額が2億6,000万円（税抜）以上であること。

エ 共同企業体の構成員が、（公社）日本水道協会に登録している配水管技能者（登録区分が大口径の者）を2名以上、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工技術講習会の確認試験に合格した者を2名以上雇用

していること。なお、兼任は可とする。

オ 構成員

上記(1)アからオまでに掲げる条件を満たしている者であること。

3 参加手続

(1) 提出書類

ア 協同組合

- (ア) 見積合せ参加申込書（様式1-1）
- (イ) 配置予定技術者の資格調書（様式2-1）
- (ウ) 組合員名簿（任意様式）

イ 共同企業体

- (ア) 見積合せ参加申込書（様式1-2）
- (イ) 配置予定技術者の資格調書（様式2-2）
- (ウ) 委託業務共同企業体協定書（様式3）
- (エ) 委任状（様式4）

(2) 提出期限 令和8年3月24日（火）午後1時まで

(3) 提出場所 下関市春日町7番32号
下関市上下水道局水道管路課管理係
電話083-231-3115

(4) 提出方法 持参によること。

なお、提出書類に不足又は不備がある場合は、提出されたものと認めない。

4 見積合せ参加資格の決定

見積合せ参加資格の審査結果は、令和8年3月24日（火）午後5時までにファクシミリにて見積合せ参加資格決定通知書により通知する。

5 契約条項及び仕様書等の配布先

上記3(3)に記載する場所にて配布する。

◎仕様書の配布を受ける前に、予め連絡すること。

6 質問の方法

(1) 提出書類 見積合せに関する質問書（様式5）

(2) 提出期限 令和8年3月25日（水）午後1時まで

(3) 提出場所 上記3(3)に記載する場所

(4) 提出方法 持参又はファクシミリ（083-231-6989）によること。

(5) 質問の回答 令和8年3月26日（木）午後5時までに質問提出者のみに回答する。

7 見積合せ日時等

(1) 見積合せ日時 令和8年3月27日（金）午後1時30分

(2) 見積合せ場所 下関市上下水道局 3階入札室

8 本業務に直接関連する他の契約を、本業務の契約候補者と随意契約により締結する予定の有無

有（導水管、送水管、配水管、給水管、工業用水道事業の配水管及び飲用水供給施設の修繕契約）

9 契約候補者の決定方法

契約候補者は、導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務の見積額及び上記随意契約予定の導水管、送水管、配水管、給水管、工業用水道事業の配水管及び飲用水供給施設の修繕契約の予定総額（13種類のモデル工事により試算した年間予定額）の合計額を見積価格と比較し決定する。

10 契約保証金

要（ただし、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第193条の規定に該当する場合は免除）

11 見積書に記載する金額

見積書（様式6）を使用すること。

なお、本業務の契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかの如何を問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

12 見積合せの無効

(1) 見積合せに参加する資格のない者のした見積及び見積合せに関する条件に違反した見積は無効とする。

(2) 次の各号の一に該当する場合は無効とする。

ア 見積者が明瞭でない、又は見積価格の判断できないもの

イ 見積者の記名がない、又は住所の記載がないもの

ウ 代理でその資格がないもの又は1人で2人以上の代理見積をしたもの

エ 見積価格を訂正したもの

13 その他

(1) 見積書等の契約に関する書類の作成に当たり、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用してはならない。

(2) 見積書の代表者印の押印を省略する場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名に加え、必ず「責任者氏名及び連絡先、担当者氏名及び連絡先」を明記すること。

(3) 見積合せ参加資格決定通知書を受けた者が、見積合せ日までに参加資格を満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(4) 見積合せにおいて、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、見積合せを中止し、又は延期する場合がある。

(5) 契約候補者が、契約までに参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、契約を行わないものとする。

(6) 契約候補者が、導水管、送水管、配水管、給水管、工業用水道事業の配水管及び飲用水供給施設の修繕契約を締結しないときは、契約を行わないものとする。

以上